

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-2
許認可等の種類	汚染土壌処理業の変更許可			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第23条第1項			
許認可等の概要	汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の種類、構造若しくは処理能力又は汚染土壌処理施設において、処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に変更が生じた場合には、その変更について当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する知事の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>1 土壌汚染対策法第23条第2項</p> <p>2 汚染土壌処理業に関する省令第4条</p> <p>3 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について (平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)</p> <p>4 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について (平成31年3月1日付環水大土発第1903018号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	91日			
期間の制定根拠	-			